

# 競技会規則

## (Competition Rules : CR)

CR 1

### 競技会規則・第1部 総則

#### CR 1. 競技会の開催認可

- 1.1 WAは、エリア陸連および加盟団体と協力して、ワールドドラ  
ンキングコンペティションで構成される全ての世界的な競技  
システムを指導・管理する責任を有する。WAはWAの競技  
カレンダーと、エリア陸連の競技カレンダーおよび加盟団体  
の一部の競技カレンダーが重複しないように、あるいはその  
重複が最小になるように調整する。全てのワールドランキン  
グコンペティションは、CR1に従ってWAまたは一つのエリ  
ア陸連もしくは加盟団体による認可が必要である。招待競  
技会を統括してシリーズ／ツアーまたはリーグ戦を行う場合  
は、かかる活動に必要な規程または契約条件も含め、WAま  
たは当該エリア陸連から許可を受けなければならない。運営  
は第三者に委託することができる。当該エリア陸連がこれら  
の規則を適用してワールドランキングコンペティションを適  
切に運営・管理できない場合、WAは必要に応じて介入し、  
必要な対策を講じることができる。
- 1.2 WAが唯一オリンピック大会で陸上競技大会、およびワール  
ド・アスレティック・シリーズに含まれる競技会を組織する  
権利を有する。
- 1.3 欠番
- 1.4 エリア陸連はエリアの選手権大会を主催する権利を有し、適  
当と見なせば、そうしたエリア内の競技会を組織できる。
- 1.5 WAの認可を要する競技会
  - 1.5.1 ワールドランキングコンペティション定義1.(c)、(d)、(e)  
に該当する全ての競技会は、WAの認可が必要である。
  - 1.5.2 ワールドランキングコンペティションが開催される国ま  
たはテリトリー（領土）の加盟団体は、該当する場合、

その競技会の関連組織団体とともに、確立された手続きにより可能な限り速やかに WA に開催申請をしなければならない。

- 1.5.3 WA は当該申請を承認し、ワールドランキングコンペティションのリストへの登録と WA のグローバルカレンダーへの掲載を行い、競技会開催を認可する。

## 1.6 エリア陸連の認可を要する競技会

- 1.6.1 ワールドランキングコンペティション定義 2. (b)、(c)、(d)、(e) に該当する全ての競技会は、エリア陸連の認可が必要である。

- 1.6.2 ワールドランキングコンペティションが開催される国またはテリトリー（領土）の加盟団体は、該当する場合、その競技会の関連組織団体とともに、確立された手続きにより可能な限り速やかにエリア陸連に開催申請をしなければならない。

- 1.6.3 エリア陸連は当該申請を承認し、競技会開催を認可し、その後、ワールドランキングコンペティションのリストへの登録と WA のグローバルカレンダーへの掲載を行うよう、WA に通知する。

## 1.7 加盟団体の認可を要する競技会

- 1.7.1 ワールドランキングコンペティション定義 3. (b) に該当する全ての競技会は、加盟団体の認可が必要である。

- 1.7.2 外国人競技者は、参加資格規則（the Eligibility Rules）第 5 条（国際競技会の出場要件：Requirements to Compete in International Competitions）に従って、当該競技会に参加することができる。WA の、開催地の加盟団体の、または所属加盟団体の規則に基づく陸上競技会への参加資格がない場合、当該競技者は一切、当該競技会に参加することはできない。

- 1.7.3 ワールドランキングコンペティションが開催される国またはテリトリーの加盟団体は、競技会開催日の 60 日前までに、WA に対してグローバルカレンダープラットフォームを通じて申請書を提出し、通知しなければならない。

ない。

- 1.7.4 WAは当該申請を承認し、ワールドランキングコンペティションのリストへの登録と、WAのグローバルカレンダーへの掲載を行う。

## CR 2. 国際競技会を実施するための統括規則

- 2.1 カウンシルは規則に基づいて開催されるワールドランキングコンペティションの運営規程や、競技者、競技者代理人、競技会主催者および加盟団体の関係を律する規程を定めることができる。カウンシルは必要に応じて、これらの規程を変更または修正することができる。
- 2.2 WAおよびエリア陸連は、適用される規則や規程が遵守されていることを確認するために、WAまたはエリア陸連の認可を必要とするワールドランキングコンペティションに出席する1名以上の代表者を指名することができる。WAまたはエリア陸連の要請により、指名された代表者は当該ワールドランキングコンペティション終了後30日以内に、「遵守状況に関する報告書 (compliance report)」を提出する。